

(結果公表様式)

子ども子育て支援制度の開始に伴う新設条例（素案）

に対するパブリックコメントの結果について

I-1 募集の概要

件名	東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（素案）
意見の募集期間	平成26年9月10日（水）～平成26年10月9日（木）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市立図書館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、東部子育て支援センター、北御牧子育て支援センター
結果の公表場所	市ホームページ 子育て支援課
提出状況	(1) 提出者数 5人 (2) 提出意見数 6件
実施機関	東御市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 電話：0268-64-5814 ファックス：0268-64-3128 電子メール：kosodate@city.tomi.nagano.jp

I-2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内 容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	1	1
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。		
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。		
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	1
E	その他のご意見（質問、感想等）。	4	4
	計	実5延6	6

I-3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	
1	<p>新制度は多様な施設（事業）によって保育の量的拡充を図る事を可能にしている。同じ保育の認定を受けながら、入る施設によって保育に格差が生まれる可能性を、多分に含んでいる。施設と保護者の関係では、親をサービスの消費者に変えてしまう性質がある。市内保育・幼稚園は、親の行事参加等により保護者の成長の場としても重要な役割を果たし、これらの施設が市内で果たしている役割は計り知れない。今後、仮に新しい教育・保育施設が出来るにしても、市の政策と合致した役割を果たせるように流れをつくることが重要である。</p> <p>基本的視点として、保育の平等性（保育を受ける権利）や、子ども一人ひとりの健全な発達を保障するためにどうあるべきかの視点で各条例が議論されるべきである。東御市内の施設で行われる保育は、これまでの到達点を踏まえて、条例を考えてほしい。</p> <p>（利用者負担額の受領：43条4項）保育料以外の別途徴収の範囲について、「日用品、文具の購入、行事への参加、食事の提供に要する費用」などは、公定価格に入っているものや別途徴収していないもの等があるはずで、線引きが曖昧ではないか？また、保護者への説明、同意のみで実施を可能にするのではなく、市の同意も必要ではないか。</p>	
	市の考え方	区分
	東御市の目指す保育の質を維持することを認識し条例を定めます。	E
	日用品等による徴収は、施設・事業の種類や子どもの認定区分にかかわらず、各施設の判断で実施可能であり、保護者に義務を課すものではないため、事前に徴収の説明等を適切に実施することで施設に判断していただくものと理解しています。	D

番号	意見の内容・要旨	
2	<p>今回の改定による子ども子育て制度では、対象となる施設が増え、施設型保育と地域型保育の二つに分類され、施設によって基準も別々につくられるため、格差が生まれるという問題がある。</p> <p>このなかにあつて東御市では、市内の5公立保育園、1私立保育園、1幼稚園が現行のまま移行するとのことである。すなわち保育園では児童福祉法第24条の1に位置づけられる保育園となる。自治体の保育実施責任のもとの施設であり、保護者にとっても子どもたちにとっても最良の選択であり、歓迎したい。</p> <p>同時に本条例では多様な施設、特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営基準を決めるものであるが、施設の類型により設置基準や保育者の基準が緩和されることになる。しかし、保育が必要な子どもが施設によって格差が生じることは極力さけ、どの子どもも格差なく必要な保育が受けられるようにするべきだと思う。この視点から運営に関する基準を設定してもらいたい。</p>	
	市の考え方	区分
	<p>子ども子育て支援新制度は、全ての子どもへの教育・保育の提供と、子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することを目的としており、その制度の趣旨に沿った基準を明確にすることで、施設ごとの格差は生じないものと考えています。</p>	A

番号	意見の内容・要旨	
3	<p>大きく変わる制度について、保護者にむけて丁寧な説明をしてほしい。</p> <p>また、保育の条件について現行の基準より下げない様にして欲しい。</p> <p>(他同様意見2件)</p>	
	市の考え方	区分
	<p>在園児の保護者については、9月下旬に制度改正の内容についてのお知らせを配布しました。また、新規入園希望の保護者については、入園申込書配布の際に、制度の説明を行っています。</p> <p>なお、保育の条件については、新制度に沿った内容で実施してまいります。</p>	E

Ⅱ－１ 募集の概要

件名	東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)
意見の募集期間	平成26年9月10日(水)～平成26年10月9日(木)
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市立図書館、滋野コミュニティーセンター、称津公民館、和コミュニティーセンター、東部子育て支援センター、北御牧子育て支援センター
結果の公表場所	市ホームページ 子育て支援課
提出状況	(1) 提出者数 5人 (2) 提出意見数 20件
実施機関	東御市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 電話：0268-64-5814 ファックス：0268-64-3128 電子メール：kosodate@city.tomi.nagano.jp

Ⅱ－２ ご意見の提出状況と対応区分

区分	内 容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの(または修正したもの)。	2	9
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。		
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見(質問、感想等)。	4	11
計		実5延6	20

Ⅱ－３ ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	
1	<p>保育を必要とする子どもは、同じ必要の認定を受ける子どもたちであり、家庭的保育事業の施設であれ、小規模保育事業であれ、訪問型保育事業であれ、事業所内保育事業であれ、格差なく、本市でいえば公立保育園とほぼ同等の保育水準が確保された環境の中で実施するようにはしていただきたい。昨今、報道されている方に保育所をめぐる乳幼児の死亡事故などは資格のない保育者あるいはずさんな管理のもとで起きている事例が少なくない。こうしたことを東御市で起こしてはならないと思う。</p> <p>以上の視点から保育者の基準について以下のように改善するよう求める。この基準の運用については、本条例第3条および第4条に強調しているように「最低基準を常に向上させる」あるいは「最低基準を超えて」実施することが重要である。</p> <p>①家庭的保育事業 「家庭的保育者は、市長がおこなう研修を修了した保育士」とする。</p> <p>②小規模保育事業B型 「保育従業者の数は、(乳幼児に対する保育者配置基準) 当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする」とする。</p> <p>③小規模保育事業C型 「市長がおこなう研修を修了した保育士、家庭的保育者、嘱託医および調理員を置かなければならない」とする。</p> <p>④居宅訪問型保育事業 「保育士又は保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認めた者」とする。</p> <p>⑤事業所内保育事業 上記の小規模保育事業の基準と同じとする。</p>	
	市の考え方	区分
	ご意見を参考にさせていただき、反映できる部分についての検討を行います。	
	B	

番号	意見の内容・要旨	
2	<p>①事故への対策として 市内の特定教育・保育施設は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用を実施してください。</p> <p>②立地条件 災害時の避難を考えれば原則1階とし、2階までを限度にすべきです。</p> <p>③家庭的保育事業について 現行の保育ママ制度からの移行を想定した事業であり、職員は全員、保育士資格者であるべき。また連携施設の設置をし、研修の義務付けやそれに伴う職員の派遣など援助体制が必要。</p> <p>④小規模保育事業について 事業責任者（保育士資格者）を置いてください。公定価格でも加算があります。職員は全員、保育士資格を前提とするべきです。資格を取得できるよう、市の積極的な支援も一つの案ではないか。</p> <p>⑤事業所内保育について 乳児室面積について、発達を考慮して3.3㎡に上げた事を評価したい。</p> <p>⑥居宅訪問型について この保育事業の対象者は、(37条)の障害や疾病のある、また虐待を受けた等、特別な支援の必要な未満児など、集団保育が著しく困難なケースである。児童福祉法6条・3・11項において事業所での保育は認めず、保護者の自宅で保育が行われる。 一般的に考えても、こうした児童を保育する者の資格は、保育士資格の上に特別な研修が必要である。1対1で保育することの危険性(虐待・事故発生の懸念があり、複数で当たるべき)の排除が必要である(39条関連)。 対象児童のうち(37条3項)「児童福祉法24条6項に規定・・・」は、虐待児等、社会的養護の対象である(児福法25条8の措置対象)。家庭で虐待された子どもを自宅で保育するという、ありえない内容であり、市の条例から除外すべき。</p>	
	市の考え方	区分
	②～④及び⑥については、ご意見を参考にさせていただき、反映できる部分についての検討を行います。	B
	①については運用での対応とし、⑤は感想とします。	E

番号	意見の内容・要旨	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に望むこととしてのご意見 <ul style="list-style-type: none"> ① 現行の基準を引き下げないこと。 ② 地域型保育施設の保育者全員が保育士資格を有すること。(他同様意見2件) ③ 保育士や職員の給与や待遇は引き下げないこと。 ④ 保育料は現状より高くしないこと。 ・給食について外部搬入は避け、アレルギーに考慮し安心安全で地元の食材を使用してほしい。(他同様意見2件) 	
	市の考え方	区分
	今後の運用において、ご意見を参考にさせていただきます。	E

Ⅲ－１ 募集の概要

件名	東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (素案)
意見の募集期間	平成 26 年 9 月 10 日 (水) ～ 平成 26 年 10 月 9 日 (木)
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、北御牧庁舎、 総合福祉センター、中央公民館、市立図書館、滋野コミュニティーセンタ ー、祢津公民館、和コミュニティーセンター、東部子育て支援センター、 北御牧子育て支援センター
結果の公表場所	市ホームページ 子育て支援課
提出状況	(1) 提出者数 8人 (2) 提出意見数 10件
実施機関	東御市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 電話：0268-64-5814 ファックス：0268-64-3128 電子メール：kosodate@city.tomi.nagano.jp

Ⅲ－２ ご意見の提出状況と対応区分

区分	内 容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。		
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	2	3
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	7	7
計		実8延9	10

Ⅲ－３ ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
1	<p>受け入れ対象児童を高学年まで拡大して欲しい。 (他同様意見 4 件)</p>	<p>児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項により、平成 27 年 4 月 1 日から対象児童が小学校に就学している児童となります。 東御市では、低学年の利用を優先し各施設の状況により高学年の利用拡大を検討してまいります。</p>	E
2	<p>発達障がいや支援を必要とする児童の受け入れを希望。</p>	<p>施設の整備と職員体制の充実を視野に入れた運営を検討してまいります。</p>	E
3	<p>しっかりした調査の上での需要見込みを基に事業計画を策定してもらいたい。 また、需要見込みと社会的要請に対応した受け皿の検討が必要になっているので、条例整備とともに施設整備もあることから、短期的な対処とともに中期的な計画策定が必要となっている。</p>	<p>需要見込みについては、低学年は実利用人数を基に算出しておりますが、高学年については小学校 2 年生までを対象としたアンケート調査からの推定となっております。今後は高学年の利用希望調査の実施を検討し、需要見込みに基づいた施設整備計画の検討を行ってまいります。</p>	E
4	<p>長期休みの開所時間を延長して欲しい。</p>	<p>利用実態と職員体制を含めて、検討してまいります。</p>	C
5	<p>9 条関係 設備の基準について ①「専用区画」ではなく、生活の場を提供するために「専用室」として確保すべきである。</p>	<p>①国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（以下「専門委員会」といいます。）の報告書において「専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペース」とされたことにより国基準が定められたことを踏ま</p>	C

	<p>②児童一人につき3.3㎡の確保を求める。</p>	<p>え、国基準どおり「専用区画」としてあります。</p> <p>②専門委員会の報告書において、「児童一人当たり概ね1.65㎡以上」とすることが適当とされたことにより国基準が定められており、同様としています。</p>	
6	<p>10条関係 職員について</p> <p>①一支援単位＝40人以下で、支援員（資格者）1名、補助員1名（但し20人未満のクラブでは補助員が同一敷地内の他業務の兼務で可とする）という基準について、現状よりも低下することはないか。</p> <p>また、20人未満のクラブでは専任者一人でも可であるが、児童一人ひとりの状況に対応するには困難が大きい。補助員も「専ら当該支援の提供に当たるもの」であるべき。</p> <p>②40人以下を一単位としているが、今の小学校一クラスあたりの児童数より多くないか。</p> <p>また、一施設に複数の支援単位を置くことが可能であり、生活の場を確保する姿勢ではない。</p> <p>③支援員資格について範囲が広い。明確にすべき。</p>	<p>①国の基準どおりとしますが、東御市では、現在の一支援単位2名の水準を維持してまいります。</p> <p>②国の基準どおりとします。現在東御市においても2名の職員で40人以下の一単位を支援しております。今後、高学年の受入を検討する中で、より良い支援単位のあり方と単位児童数及び支援職員の人数について検討してまいります。</p> <p>③国の「専門委員会」で児童が社会性豊かな人間として成長していくために議論された支援員資格を尊重し国の基準どおりとします。</p>	C